

訪問看護ステーションの運営規程

（事業の目的）

- 第1条 1 （公益財団法人シルバーリハビリテーション協会が開設する）訪問看護ステーションケアポートが行う訪問看護の事業は、対象者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活の維持・回復を図ると共に、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続するよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 1 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- （1）指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - （2）自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - （3）指定訪問看護の提供に当たっては、主治医、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
 - （4）指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行う。

（事業所の名称及び所在地）

- 第3条 1 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- （1）名 称 訪問看護ステーション ケアポート
 - （2）所在地 青森県八戸市大字河原木字北沼22-39

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

- 第4条 1 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- （1）管理者 看護師 1名
 - （2）看護職員 常勤換算で2.5名以上
 - （3）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 合せて1名以上
 - （4）事務員・看護補助者 合わせて1名以上

管理者は、この事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元化するとともに、自らも訪問看護の提供に当たる。

看護職員及び理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

事務職員は、事務業務・看護補助業務等に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 1 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 8時～17時迄とする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡及び対応が可能な体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第6条 1 指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 療養生活や介護方法についての相談
- (3) 食事、入浴、排泄など日常生活の世話
- (4) リハビリテーションの実施、評価、助言・指導
- (5) 福祉用具、住宅改修等の相談・助言
- (6) 床ずれなどの手当て、医療機器やカテーテルの管理
- (7) がん、難病、認知症の方の看護
- (8) ターミナルケア（介護予防訪問看護は除く）
- (9) その他

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料その他の費用は、次のとおりとする

- 1 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。なお、健康保険の場合は診療報酬の額による。
- 2 次条の地域の居宅において行う指定訪問看護に要した交通費は無料とする。
- 3 前二項の費用及びその他の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 1 通常の事業の実施地域は、八戸市・五戸町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 緊急時の対応は、次のとおりとする。

- 1 看護職員は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、すみやかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第10条 1 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のための措置に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 虐待防止に関する指針を整備し、責任者を選定する。
- (2) 成年後見人制度の利用を支援する。
- (3) 苦情解決体制を整備する。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図る。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- (6) 当事業所職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

虐待防止に関する責任者： 管理者 石田 紋子

(その他運営に関する重要事項)

第11条 秘密保持、その他運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 1 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 3 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、(公益財団法人シルバーリハビリテーション協会と管理者との) 協議に基づいて定めるものとする。